

ProFIT EXPRESS

令和2年3月13日

TKC会員 各位

株式会社TKC

新型コロナウイルス感染症にかかる時間外労働等改善助成金 (テレワークコース、職場意識改善コース)のご注意について

- 【第8報】新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への政府支援策等のご案内 -

[3月11日付けのProFIT EXPRESS](#)でご案内した新型コロナウイルス感染症にかかる時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例について、国から詳細情報を入りいただきましたので、下記のとおりご案内します。

なお、東京都「[事業継続緊急対策\(テレワーク\)助成金](#)」とは取り扱いが異なるため、ご注意ください。

記

1. TKCモバイルサービス、OMSモバイルサービス等の取り扱いについて

(1) 3月26日(木)以降に通信端末が納品されるご注文分

5月末(事業実施期間)までに支払いが完了しないため助成対象外となります。

これからのご注文分は3月26日以降の納品となります。

(2) 2月17日以降に注文され、3月19日までに納品されるご注文分

当助成事業に該当する会員事務所()は次の点をご参考いただき申請してください。なお、あくまでも国の助成事業であり、確実に助成を受けられるものではないことをご承知おきください。

()新型コロナウイルス感染症にかかる時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の内容は、[厚生労働省のホームページ](#)をご確認ください。

<申請時のポイント>

助成対象となる基準として、在宅やサテライトオフィスでテレワークするために「必要性」「専門性」を満たしているかどうか問われます。

<p>必要性：テレワーク実施のために必ず必要で、それがないとテレワークはできない 専用性：その機器(サービス)はテレワークを実施するためのみに使用され、他の用途や場所では使用しない</p>
--

上記サービスは、「必要性」は確実に満たしておりますが、インターネットに接続できることから「専用性」については説明が必要とのことです。

また、「専用性」について説明したからといって、助成を受けられることを確約するものではないとの回答を得ています。

つきましては、上記サービスを申請する場合は、テレワークを実施するためのみに使用され、他の用途や場所では利用しないことをシステム連携図等で明記する必要があります。

2. 厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例的なコースの申請受付開始について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10037.html

以上